平成２８年（フ）第６０４３号
東京都文京区大塚３丁目41－８－401
債務者　橋爪　梨奈（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０４４号
東京都世田谷区玉川３丁目40―26―302
債務者　冨澤　典代
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４４号
釧路市新栄町２番19号
債務者　宮川恵美子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第５９１５号
東京都渋谷区東２丁目９－26―102
債務者　新井美和こと　朴　　祉炫
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９６６号
東京都練馬区春日町４丁目12－３－103
債務者　田村　耕一
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２４号
東京都八王子市大和田町１丁目３番１－209号
債務者　帖佐　光郎
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７号
熊本県球磨郡相良村大字深水1388番地　植竹団地１号
債務者　岡部　松代
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第２６号
熊本県上天草市松島町阿村839番地28
債務者　高野　信子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月31日午後４時
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第１６４５号
神奈川県秦野市北矢名1225　テラスハウスヒロ、住民票上の住所神奈川県鎌倉市七里ガ浜１丁目16番７号　202
債務者　藤村新次郎
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６６３号
横浜市青葉区すすき野２丁目５番地１　すすき野第二団地１棟504号
債務者　田井亜希子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１５９号
神奈川県茅ヶ崎市南湖１丁目２番21号
債務者　礒邉　雅彦
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５９号
横浜市南区若宮町２丁目７番地
債務者　小原　健一
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５７６号
神奈川県海老名市河原口２丁目17番21号　槙田ハイツ　101
債務者　益井　美子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１７８号
徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字北32番地６
破産者　勝浦開発有限会社
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２６４号
埼玉県川口市柳崎３丁目14番８号
破産者　有限会社タカタ工業
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
川崎市多摩区枡形５丁目４番18号
破産者　株式会社ピー・アール・アイ
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係